

2.4 地域振興

■連携・交流に向けた基盤づくり

1990年代半ば、地域振興施策に関する基本的な方向性を示す2つの文書が公表された。まず、1995年には科学技術会議が「**地域における科学技術活動の活性化に関する基本指針について**」に対する答申（諮問第22号に対する答申）を策定した。また、1996年に閣議決定された「**第1期科学技術基本計画**」では、地域の科学技術活動の活性化を図るため、施設等の基盤整備、産学連携・交流の促進、コーディネート活動の強化等を推進する方針が明示された。

こうした地域の科学技術活動の推進に向けた気運の高まりから、地域の拠点へのコーディネーターの派遣、拠点活動の支援の実施や地域の研究セクターの結集など、産学官の共同研究体制の構築に向けた施策が講じられた。これらは「**第2期科学技術基本計画**」で打ち出されたクラスター政策の足がかりとなっている。

■クラスター・ネットワーク形成

地域における科学技術振興に関する大型の政策として、2000年代初頭に打ち出された「**クラスター形成**」がある¹³⁴。「**第2期科学技術基本計画**」から開始された本政策の背景には、文部科学省が2001年に策定した「**大学を起点とする日本経済活性化のための構造改革プラン**」の方針において都市・地域の再生が明言されたことがある。その結果、国主導のクラスター政策のもと、各地域でそれぞれの特色に応じたクラスターが形成された。クラスター形成を目的とした国の事業としては、文部科学省の「**知的クラスター創成事業**¹³⁵」（2002年～09年）（「**都市エリア産学官連携促進事業**¹³⁶」（2002年～09年）を含める）と、経済産業省の「**産業クラスター計画**¹³⁷」（2001年～09年）が代表的なものである。この両者の間では、知的クラスターから生み出される研究成果を、産業クラスターで実用化・事業化するといった連携が進められた。

しかし、「**第3期科学技術基本計画**」中の2009年、内閣府に設置された行政刷新会議の「**事業仕分け**¹³⁸」により、この二つの事業は『必要性を認めていないわけではないが、国としてやる必要がないのではないか』という廃止判定¹³⁹を受けた。この判定を受けて、これらの事業は「**地域イノベーションクラスタープログラム（イノベーションシステム整備事業）**」（2010年）として再構築され、2013年度までに段階的に終了することとなった。また、経済産業省の事業である「**産業クラスター計画**」についても、事業仕分けを受け、2010年以降は直接的な支援を終了した。

134 「クラスター」とは、マイケル・ポーターの「競争戦略論」（1998年）によれば、「ある特定分野に属し、相互に関連する企業と機関からなる地理的に近接した集団」としている。国際競争力のある企業はこうしたクラスターの中に立地しているものが多いとしている。

135 地域の大学を知的創造の拠点としてベンチャー企業による技術革新のための集積をめざした。1地域あたり約5億円/年、5年間の補助。2002年時点（第1期）では18地域（内3か所は試行地域）、2009年時点（第11期）では9地域、グローバル拠点4地域で実施した。

136 ある程度の産学官連携事業実績をもつ地域において、分野特化を前提に共同研究を促進する。1地域あたり約1億円/年、3年間助成。知的クラスターより小規模な連携を想定していた。毎年度10地域程度を採択し、最終的には59地域を支援した。

137 地域に集積する中堅・中小企業、大学の研究者が活発に交流し、水平の連携関係を構築することをめざしている。2001年から5年単位で第1期（立ち上げ期）、第2期（成長期）、第3期（自律的発展期）と発展させていく長期の目標レンジを持つ。

138 行政刷新会議の作業部会によって、2009年11月、2010年4月・5月、2010年11月の3回実施された。省庁及び独立行政法人等が予定している事業について、事業目的の妥当性、必要性、手段の有効性、効率性、優先度等を検討し、廃止を含む見直しや予算縮減を判定した。

139 文部科学省科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会第5期第2回資料1-2「行政刷新会議WG『事業仕分け』の結果の概要」（2009年11月26日）

■円滑な展開を図るための支援

第2、第3期の科学技術基本計画期間中には、地域施策の柱の一つとして地域における科学技術施策の円滑な展開を図るための支援が実施された。その具体的な内容は、上記のクラスター形成の中核的拠点の整備とコーディネート活動である。2001年、JSTは研究開発ポテンシャルの高い地域に「研究成果活用プラザ」を設置し、これを活用した「地域イノベーション創出総合支援事業」(2005年～13年)に着手した¹⁴⁰。このプラザは、研究成果から事業化をスムーズに繋げるための研究支援を実施してきたが、2009年の「事業仕分け」によって廃止された(2011年度終了)¹⁴¹。

■総合的な地域イノベーション支援

上述したように、2009年の「事業仕分け」を受け、国主導で進めた地域振興施策であるクラスター事業は終了したが、2011年から、これまでのクラスター形成活動を素地としつつ、地域イノベーション創出に向けた支援を関係府省が行うこととなった。すなわち、文部科学省、経済産業省、農林水産省及び総務省が共同で「地域イノベーション戦略推進地域」(2011年～)を選定し、これらに対して研究段階から事業化に至るまで連続的な支援を展開するため、各省ごとに支援を実施している。具体的な支援メニューとして、文部科学省では「地域イノベーション戦略支援プログラム」(2011年～18年)を新設した。また、経済産業省は、これらの地域に対し、新たに地域のリソースを活用・結集させた支援「新産業集積創出基盤構築支援事業」(2014年)を実施している。この事業は産業クラスター計画関係者も活用できるものとした。

■イノベーションシステムの構築

「第5期科学技術基本計画」では、『地域に自律的・持続的なイノベーションシステムが構築されることが重要である』とし、その上で、国は地域と協働し、地域の特性を生かしたイノベーションシステムの駆動に向けて、地域内外の資源や専門家の間を適切につないでいく人材の育成や地域への定着に注力することとしている¹⁴²。

これに対する文科省の具体的な取組として、『地域科学技術振興施策は、イノベーション実現のためのきっかけ・仕組みづくりの量的拡大のフェーズから、具体的に地域の技術シーズ等を生かし、地域からグローバル展開を前提とした社会的なインパクトの大きい事業化の成功モデルを創出するフェーズへと転換が求められている¹⁴³』との認識に基づき、「地域イノベーション・エコシステム形成プログラム」(2016年～)を実施し、地域の成長に貢献しようとする地域大学等に事業プロデュースチームの創設を進めている。その発展形として2019年からは「科学技術イノベーションによる地域社会課題解決(DSIGN-i)」を開始した¹⁴⁴。また、JSTでは、「世界に誇る地域発研究開発・実証拠点(リサーチコンプレックス)推進プログラム」(2015年～2020年)により、地域の将来ビジョンに基づき、国内外の異分野融合による最先端の研究開発、成果の事

140 「研究成果活用プラザ」は「ハイテクプラザ」とも呼ばれ、2001年から全国8ヶ所に設置された。プラザから遠い地域のために、さらに2005年から「サテライト」8ヶ所が増設された。2007年からそれぞれJSTイノベーションプラザ、JSTイノベーションサテライトに改名した。

141 シーズ発掘試験、研究開発資源活用型、地域ニーズ即応型、地域卓越研究者戦略的結集プログラムは2009年度採択分をもって公募を終了。育成研究は2009年度採択を中止。事業全体は2010年4月に研究成果最適展開支援事業(A-STEP)に事業を再構築した上で2011年度に終了。(「JST地域事業15年史」による)

142 同基本計画の中において、これまでの取り組みについて『地域内に閉じがちで域外の資源の活用には限界があった、全国一律で施策が展開されたことにより十分に地域性を引き出すに至らなかった、持続的に地域に根付かせる取組に欠けていた等の状況にある。』と振り返っている。

143 文部科学省地域イノベーション・エコシステム形成プログラム公募説明会説明資料(2016年3月22日)

144 文部科学省「科学技術イノベーションによる地域社会課題解決(DSIGN-i)」事業 https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/chiiki/design-i/index.htm (2020年12月14日閲覧)

業化、人材育成の一体的かつ統合的な展開に向けて、地方自治体、大学・研究機関、企業が結集して拠点を形成することを支援した。また、2019年には先進的なTLOを支援し、TLOの活動が行き届いていない地域を含めてイノベーションマネジメントを全国に展開するための「イノベーションマネジメントハブ形成支援事業」の公募が行われた¹⁴⁵。なお、JSTの地域振興型プログラムについては拠点形成型プログラムと共に「共創の場支援事業」として2020年より大括り化されている¹⁴⁶。

一方で、2014年、内閣に「まち・ひと・しごと創生本部」が置かれ、同年「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定された。この戦略は、地域経済・雇用対策や少子化・人材対策に関して、2015年以降各年における政策目標や施策が示されており、その中で、地方大学等の活性化が明記されている。そして、2018年には、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」が制定され、地域の大学振興・若者雇用創出を目指す「地方大学・地域産業創生事業¹⁴⁷」(前出)が開始され、2018年度は富山県等7団体が交付対象として選定された。このような促進施策を進める一方で、東京23区内の大学定員を原則として10年間抑制することが政令¹⁴⁸で規定された。2020年には、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、リモートワーク推進による移住の促進等を含む「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」が示されている¹⁴⁹。

■地域イノベーションシステムの新展開

国連が提唱する「持続可能な開発目標 (SDGs)¹⁵⁰」を日本国内の地方創生と結びつける議論が、行政、NGO・NPO、民間セクター等をまじえて2016年から始まった。その結果、2018年には日本の「SDGsモデル」を構築していくことを狙いとして、「SDGs未来都市」の募集が始まった。2020年までの3年間に合計93のSDGs未来都市、その中で特に先導的な30自治体が自治体SDGsモデル事業として選定された。これは全世界にとっての検討課題であるSDGsのテーマを、地域振興という日本国内の課題の中に当てはめ、より身近で地域のニーズに沿った課題解決をめざすものといえる。「地域科学技術イノベーションの新たな推進方策について」¹⁵¹(2019年2月)では、STIを地方創生にとって不可欠な「起爆剤」として利活用し、イノベーションの連鎖を通じて、地域の強みを最大化させ、地域の抱える諸課題を克服することで実現しようとする方向性を打ち出している。

さらに大学と地域の連携強化につながる動きとして、私立大学の公立化と大学の統合が挙げられる。私立大学の公立化は2009年の高知工科大学の高知県による法人化以降、10を超える大学が公立大学法人化している¹⁵²。公立大学法人化を契機に、地域との連携を一層強化するため、「地域連携プラットフォーム(仮称)」

145 文部科学省「イノベーションマネジメントハブ形成支援事業」https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/1415815.htm (2020年12月14日閲覧)

146 JST「共創の場形成支援プログラム」<https://www.jst.go.jp/pf/platform/outline.html> (2020年11月7日閲覧)

147 正式には「地方大学・地域産業創生交付金制度」。

148 「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第五条第三項の特定地域を定める政令」(2018年6月1日施行)

149 「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/info/pdf/r02-07-17-kihonhousin2020hontai.pdf> (2020年12月14日閲覧)

150 2015年、国連は先進国と開発途上国が共に取り組むべき17の開発目標(あらゆる場所のあらゆる形態の貧困の撲滅など)からなるSDGs(Sustainable Development Goals)を採択した。これを受けて、日本でも「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」が設置された。(「10.科学技術と社会」を参照)

151 産業連携・地域支援部会(第9期)地域科学技術イノベーション推進委員会報告(2019年2月14日)

152 文部科学省「私立大学の公立化に際しての経済上の影響分析及び公立化効果の「見える化」に関するデータ」http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kouritsu/1412396.htm (2020年12月14日閲覧)

の検討も進んでいる¹⁵³。2019年の「**国立大学法人法**」改正によって1法人複数大学制（アンブレラ方式）が可能となった他、大学等の機能の分担及び教育研究や事務の連携を行う「**大学等連携推進法人**」の省令が制定されている¹⁵⁴。すでに大阪府立大学と大阪市立大学、名古屋大学と岐阜大学がそれぞれ一法人化¹⁵⁵している他、国立大学では静岡大学と浜松医科大学、小樽商科大学、帯広畜産大学、北見工業大学、奈良女子大学と奈良教育大学の一法人化が計画されている¹⁵⁶。静岡大学と浜松医科大学の一法人化は、静岡大学を地域で分割した上での再編を伴う統合であり、組織的結びつきよりも、地域的結びつきを優先したものと注目されていたが、なお議論が続くことになった¹⁵⁷。

2

- 153 文部科学省 中央教育審議会大学分科会（第154回）（2020年5月20日）資料3-2「地域連携プラットフォーム構築に関するガイドライン（ポイント）案」
- 154 文部科学省 中央教育審議会大学分科会（第156回）（2020年9月15日）資料1-1「大学等連携推進法人の認定制度に関する省令の制定等について」
- 155 大阪府立大学と大阪市立大学は「公立大学法人大阪」（2019年4月）に、名古屋大学と岐阜大学は「国立大学法人東海国立大学機構」（2020年4月）にそれぞれ統合。
- 156 文部科学省 国立大学の一法人複数大学制度等に関する調査検討会議「国立大学の一法人複数大学制度等について」参考資料（2／20）「統合に向けた各国立大学法人における検討状況」
- 157 静岡大学 ニュース <https://www.shizuoka.ac.jp/news/detail.html?CN=6929>、浜松医科大学 ニュース <https://www.hama-med.ac.jp/topics/2021/26741.html>（ともに2021年2月10日閲覧）

